

# 令和6年度 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 実施要項

## 1 概要

人口減少や高齢化が進んでいる離島や中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等が、介護人材確保や人材育成に要する経費の一部を補助する。

## 2 対象法人

下記の(1)～(3)の全てを満たした法人を対象とする。

### (1) 対象地域

本事業の対象となる離島・中山間地域は、鹿児島県内の市町村のうち、下記のいずれかに該当する地域

ア 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

エ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

キ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村

※ 参考：別添「離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助対象地域」

### (2) 対象施設・事業所

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人のうち、2(1)の対象地域に所在する施設・事業所

### (3) 重複給付の禁止

国や市町村等が実施する各種助成金のうち、同一の支給要件を満たす助成金等を受給していないこと

## 3 対象事業概要

### (1) 地域外からの就職促進支援

介護サービス事業所・施設等の所在する離島・中山間地域以外からの転居に要した費用及び短期間の就労に要する旅費を助成する。

#### ア 要件

##### (ア) 鹿児島県内からの採用の場合

令和6年度から新規に雇用した介護職員に対し下記3点を全て満たすこと。

- ① 介護職員初任者研修課程を受講させること
- ② 人材育成（OJT）の計画・実績があること
- ③ 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること  
（既に介護の資格（旧ヘルパー2級課程又は介護職員初任者研修課程修了以上の資格）を有する者は対象外とする。）

##### (イ) 鹿児島県外からの採用の場合

令和6年度中に新規に雇用した介護職員に対し下記の点を満たすこと。

- ① 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること  
（既に介護の資格（旧ヘルパー2級課程又は介護職員初任者研修課程修了以上の資格）を有する者も対象とする。）

### 【留意点】

#### a 人材育成（OJT）について

原則申請法人内で実施されるものとする。

#### b 雇用の経緯・形態

補助要件を全て満たす場合においては、新卒・既卒（中途採用）等の雇用の経緯や正規・非正規等の雇用形態については問わない。（ハローワークを介さずに雇用することも可）

#### c 外国人労働者の雇用

介護業務に従事することが可能な在留資格を持つ外国人も対象とする。

イ 対象経費

(ア) 転居に要した経費（赴任旅費，引越・転出費用等）のうち，法人が負担した経費

（人件費，家賃等については対象外とする。）

(イ) 採用予定者が，短期間の就労に参加する場合に要する旅費等

(2) 地域外での採用活動支援

介護サービス事業所・施設等が採用活動を実施するために要する経費を補助する。

ア 要件

介護サービス事業所・施設等の所在する地域外で行う採用活動を対象とする

イ 対象経費

地域外での採用活動に要する経費（地域外での就職説明会の参加費，交通費，宿泊費等）

(3) 介護従事者の資質向上支援

介護従事者の資質向上に係る研修を受講するために要する費用を補助する。

ア 要件

(ア) 地域外で開催される研修を対象とする。

(イ) 介護従事者とは，介護職員のほか，介護支援専門相談員など，介護の現場に従事する者とする。

イ 対象経費

資質向上に係る研修の受講に要する経費（研修受講費，旅費，宿泊費等）

## 4 補助額

1 事業所当たり上限 800 千円とする。（補助率：2分の1）

・このうち，3(1)「地域外からの就職促進支援」に係る経費については，新規雇用者1人当たり上限200千円とする。

・消費税及び地方消費税を含む。

### 【対象経費について】

旅費については、法人が定める規定に基づき計算する。ただし、法人の規定が定められていない場合は、県の規定に基づき計算することとする。

## 5 交付申請

### (1) 提出書類

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 経費所要額調書（第2号様式）
- ウ 事業計画書（第3号様式）
- エ 収支予算書（第4号様式）
- オ 振込口座登録申出書（補助金の振込先となります。）
- カ 補助対象経費の金額が確認できる資料（見積書、料金表等）
- キ 法人規程等（該当箇所の写し）

- ※ 「地域外からの就職促進支援」に係る申請の場合、上記ア～キに加え、
  - ク 雇用契約書（写し）
  - ケ 住民票（写し）
  - コ 人材育成（OJT）計画書（事業所における既存様式でも可）  
（鹿児島県外から既資格取得者を雇用した場合は、上記コの提出は不要）
  - サ 資格証の写し（鹿児島県外からの既資格取得者を雇用した場合）
  
- ※ 「地域外での採用活動支援」に係る申請の場合、上記ア～キに加え、
  - シ 補助対象事業の内容が確認できる資料（開催案内・参加申込み書等）
  
- ※ 「介護従事者の資質向上支援」に係る申請の場合、上記ア～キに加え、
  - ス 参加する研修の内容が確認できる資料（開催案内・参加申込み書等）

### (2) 提出期限

令和7年1月31日（金）※必着

### 【重要1】

申請後に雇用に至らないケースや雇用直後に退職するケースによる申請の取り下げを防ぐ観点から、3(1)ア「地域外からの就職促進支援」に係る申請を含む場合は、以下の要件を満たし、申請書類が全て揃った段階で申請してください。

○令和6年度中に新たに雇用した介護職員について

- ① 3か月以上継続して雇用し、OJTを実施していること
- ② 介護職員初任者研修の申込みが完了し、令和7年3月31日までに介護職員初任者研修が終了する予定であること  
(ただし、鹿児島県外からの既資格取得者を雇用した場合は除く。)

## 【重要2】

申請が多数の場合は、先着順に受付けます。予算に達し次第受付終了となりますので御留意ください。

## 6 実績報告

### (1) 提出様式

- ア 実績報告書（第14号様式）
- イ 経費所要額精算書（第15号様式）
- ウ 事業実績書（第16号様式）
- エ 収支精算書（第17号様式）
- オ 申請経費に係る法人あて領収書
- カ 法人規程等（該当箇所の写し）

- ※「地域外からの就職促進支援」に係る実績の場合、上記ア～カに加え
  - キ 人材育成（OJT）実績（社内研修記録の写し等による代用も可）
  - ク 介護職員初任者研修受講修了証（写し）
  - ケ 在職証明書

（鹿児島県外から既資格取得者を雇用した場合は、上記カ、キの提出は不要）

- ※「地域外での採用活動支援」に係る実績の場合、上記ア～カに加え
  - コ 採用活動への参加実績が確認できる資料（成果物、資料、写真等）

- ※「介護従事者の資質向上支援」に係る実績の場合、上記ア～カに加え
  - サ 参加した研修の内容が確認できる資料（開催通知等）
  - シ 研修受講修了証（写し）

## (2) 提出期限

①全ての事業が完了した日から 20 日以内または②令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日

○「事業が完了した日」とは次のとおりです。

地域外からの就職促進支援：雇用から 3 か月経過し、かつ O J T ・初任者研修が終了した日

地域外での採用活動支援：就職説明会への参加又は開催が終了した日

介護従事者の資質向上支援：受講する全ての研修を修了した日

## 7 補助金の請求

実績報告の内容を審査した後、交付確定通知を発行しますので、「補助金交付請求書（第 19 号様式）」を提出してください。

## 8 留意事項

### (1) 関係文書保存期間

当事業に係る関係書類（領収証等）は、事業を実施する年度の年度末から 5 年間は保存してください。

### (2) 書類の確認

提出書類に不備がある場合は、受け付けできかねますので、申請前に必ず確認してください。

## 9 申請書類等の提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県高齢者生き生き推進課

介護保険室事業者指導係

T E L : 099-286-2687 (直通)

E-mail : k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

※郵送の場合「離島・中山間地域における介護人材確保支援事業」と記入してください。

離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助対象地域（R6.3.31現在）

法律		① 半島振興法	② 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	⑤ 離島振興法	⑥ 奄美群島振興開発特別措置法	⑦ 山村振興法
鹿児島	鹿児島市	東桜島地区(野尻町, 持木町, 東桜島町, 古里町, 有村町, 黒神町, 高免町), 桜島町, 喜入町, 郡山町	喜入町, 下伊集院村	桜島町	一部地域	新島		
	日置市	○	下伊集院村	東市来町, 日吉町, 吹上町	一部地域			
	いちき串木野市	○	串木野市, 市来町	○	一部地域			
	三島村		○	○	一部地域	○		
	十島村		○	○	一部地域	○		
南薩	枕崎市	○		○				
	指宿市	○		○				
	南さつま市	○	笠沙町, 阿多村	○	一部地域			
	南九州市	○	川辺町	○	一部地域			
北薩	阿久根市			○	一部地域			
	出水市		出水町, 大川内村	野田町	一部地域	桂島		大川内村
	薩摩川内市		下東郷村, 東郷町, 黒木村, 里村, 上飯村, 下飯村	樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町, 里村, 上飯村, 下飯村, 鹿島村	一部地域	飯島(里村, 上飯村, 下飯村, 鹿島村)		
	さつま町		求名村	○	一部地域			
	長島町			○	一部地域	獅子島		
始良・伊佐	霧島市		霧島村, 牧園町, 霧島町	横川町, 牧園町, 霧島町, 福山町	一部地域			霧島町
	伊佐市		山野町	○	一部地域			山野町
	始良市		山田村	蒲生町	一部地域			
	湧水町			○				
大隅	鹿屋市	○	新城村	輝北町, 吾平町	一部地域			高隈村
	垂水市	○	○	○	一部地域			
	曾於市	○		○	一部地域			
	志布志市	○		○	一部地域			
	大崎町	○		○	一部地域			
	東串良町	○		○				
	錦江町	○	大根占町, 田代町	○	一部地域			田代村
	南大隅町	○	佐多町	○	一部地域			佐多町
肝付町	○	内之浦町	○	一部地域			内之浦村	
熊毛	西之表市			○	一部地域	○		
	中種子町			○	一部地域	○		
	南種子町			○	一部地域	○		
	屋久島町		上屋久島, 屋久島	○	一部地域	○		
大島	奄美市		名瀬市, 住用村,	○	一部地域		○	
	大和村		○	○	一部地域		○	
	宇検村		○	○	一部地域		○	
	瀬戸内町		○	○	一部地域		○	
	龍郷町		○	○	一部地域		○	
	喜界町			○	一部地域		○	
	徳之島町			○	一部地域		○	
	天城町			○	一部地域		○	
	伊仙町			○	一部地域		○	
	和泊町			○	一部地域		○	
	知名町			○	一部地域		○	
	与論町			○	一部地域		○	

【離島・中山間地域】

本事業の対象となる離島・中山間地域は、鹿児島県内の市町村のうち、下記のいづれかに該当する地域  
 ア 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域  
 イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域  
 ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域  
 エ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地  
 オ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域  
 カ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島  
 キ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

※ ④の一部地域については、別添2「鹿児島県 辺地地域一覧」参照

【別添2】

鹿児島県 辺地地域一覧

(令和6年3月31日現在)

地域	市町村名	辺地名							
		(過疎地域に存在する辺地には、辺地名の頭に「★」を、離島地域に存在する辺地には「◎」を記入)							
鹿児島	鹿児島市	古里	黒神	高免	桜島白浜	桜島二俣	桜島松浦	喜入瀬々串	喜入生見
		喜入一倉	入佐	直木	有屋田	東俣			
	日置市	上神殿	★山手	★芋野	★平鹿倉				
	いちき串木野市	★下山・平山・小ヶ倉	★土川	★荒川	★岩下・宇都	★川上	★池ノ原	★戸崎・崎野	
	三島村	★◎竹島	★◎硫黄島	★◎黒島					
十島村	★◎口之島	★◎中之島	★◎諏訪之瀬島	★◎平島	★◎悪石島	★◎小宝島	★◎宝島		
南薩	南さつま市	★鉄山東山	★大坂白川	★久志秋目上野小原	★笠沙黒瀬				
	南九州市	★川辺南部	★瀬谷	★梶山	★谷場				
北薩	阿久根市	★脇本北部	★田代東部						
	出水市	上場	辺田						
	薩摩川内市	★八重	★長野	★◎甑島					
	さつま町	★池之野	★北求名	★上場大平					
	長島町	★◎獅子島	★諸浦	★市来崎	★平尾北部	★犬鹿倉	★菅之原	★平尾東部	
始良・伊佐	霧島市	木原	毛梨野・芦谷	黒石・本戸	口輪野・永迫	上之段	平山	★持松	★母ヶ野
	伊佐市	★田代・釘野々	★辺母木	★山ノ神	★高塚	★西方	★十曾		
	始良市	山花	木津志	★大山	辺川	小山田	★新留		
大隅	鹿屋市	重田	大堀	根木原・花里	天神・小野原	大始良	★谷田	★東部	★久木野々
		★平房	★浦谷	★朝倉・八重山	★三原	高松・平瀬	馬掛・堂園	★下名	★上名・神野
	垂水市	★大野原	★内ノ野	★小谷・段	★野久妻				
	曾於市	★石之脇・平沢津	★市吉	★恒吉	★高塚・桐原・溝ノ口	★吉ヶ谷	★古井・荒川内	★大峯	
	志布志市	★上田浦	★八野	★柳井谷	★西下				
	大崎町	★持留	★釜ヶ宇都	★水之谷					
	錦江町	★神川中原	★才原	★大久保	★半ヶ石	★川南	★大原		
	南大隅町	★中別府	★横別府	★郡	★大泊	★島泊	★折山	★大中尾	★辺塚
肝付町	★岸良	★川上							
熊毛	西之表市	★◎西之表市							
	中種子町	★◎中種子							
	南種子町	★◎南種子							
	屋久島町	★◎屋久島	★◎口永良部島						
大島	奄美市	★◎名瀬	★◎住用	★◎笠利					
	大和村	★◎大和村							
	宇検村	★◎宇検							
	瀬戸内町	★◎古仁屋	★◎加計呂麻	★◎請島	★◎与路				
	龍郷町	★◎龍郷町							
	喜界町	★◎喜界町							
	徳之島町	★◎徳之島							
	天城町	★◎天城							
	伊仙町	★◎伊仙							
	和泊町	★◎和泊町							
	知名町	★◎知名							
	与論町	★◎与論							